

平成 21 年 6 月 25 日

第 1 回 高槻市中心市街地活性化協議会 会議録

開催概要

日 時 : 平成 21 年 6 月 24 日 (水) 午前 10 時～正午
場 所 : 高槻商工会議所 4 階大ホール
出席者 : 協議会会員 26 名 (※ 詳細は別紙)
高槻市
都市産業部 部長 小林 守氏 以下 5 名
事務局 : 高槻商工会議所
高槻都市開発株式会社

1 開 会

○開会あいさつ 高槻商工会議所 会頭 小山洋三氏

○市長あいさつ 高槻市長 奥本 務氏

○規約(案)説明 事務局

- 規約 (案) について質問・意見等はなく、全会一致で承認された。
- 規約第 6 条に基づき、高槻商工会議所 会頭 小山洋三氏が協議会会长となった。なお、規約第 7 条第 3 項により会長は議長となり、以下の議事進行を行った。

2 議 案

(1) 高槻市中心市街地活性化協議会の設立について

○定足数の報告 事務局

- 委員総数 27 名のうち、出席者は 26 名で、規約第 7 条第 4 項により定められた定足数 (過半数 14 名) を満たしている旨が報告された。この報告を受け、「第 1 回 高槻市中心市街地活性化協議会」が有効に成立していることを確認。

○副会長の指名 会長 小山洋三氏

- 規約第 6 条第 3 項に基づき、会長から副会長として、協議会の共同設置者である高槻都市開発株式会社 代表取締役 安場信夫氏を指名。

○出席者紹介 事務局

(2) 高槻市中心市街地活性化基本計画 (素案) について

○素案説明 高槻市 都市産業部 商工観光課 辻 輝氏

- 基本計画 (案) に対する各委員からの意見は、意見提出用紙を用いて事務局まで送付いただくよう依頼がなされた。(7 月 10 日 締め切り)
- 案に対する委員からの質問等はなし。

3 講 演

○講演 「中心市街地活性化協議会の役割」
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 近畿支部 経営支援部
まちづくり支援課長 長坂 泰之氏

○質疑応答

[A 商店街理事長]

当商店街では、おととしに交通量社会実験を行い、(その結果をもとに) トランジットモール化の提案を行っている。

しかし、当商店街の道路は 昭和 40 年代に都市計画道路と決められているため、民間だけでは、トランジットモール化をすることは難しい。

トランジットモールというのは、単一商店街ではなく、地域をつなげるものとして考えないと、ある商店街は栄えても別の場所はだめになるような事態が発生する。

「全体的にどうやってまとめるか」が課題だが、行政としても対応が難しいところがあるようだ。では民間としては何をやっていったらよいのか。

[長坂講師]

通常、民間がすべきことは、まず社会実験をすることだ。社会実験をすでに行い、課題が出てきたとなれば、その課題をクリアする取り組みをしていくことが必要だ。

しかし、「トランジットモール化」は行政が動かないとやはり難しい部分がある。

那覇ではみやげ物店で有名な「国際通り」が社会実験をし、日曜の午後だけ歩行者専用道路にしている。ここでも当初、4つの商店街には温度差があったが、那覇町活性化室が動き、トランジットモール化に成功している。

[B 商店街理事長]

(中心市街地活性化基本計画は)「5 年をめどに事業ができるもの」しかダメなのだろうか。当商店街は、事実上のバス通りになっており、バスが(道幅の)狭いところを通っており、課題となっている。「バス・車を通れないようにし、歩行者空間を作る」という案もあるが、バスも非常に大切な交通機関だと認識している。

では、どうしたらよいか。これは都市計画と関係してくる問題であると思うので、5 年をめどに実行することは非常に難しい。これは城北通り商店街とも関係してくる問題だ。そうした長期的なものを含めて、中心市街地活性化基本計画を利用するることはできないのか。

[長坂講師]

富山市や青森市など 1~2 号認定をとられたところは、認定ハードルも高かったが、「(事業の実現に向けて) 検討する」ことも計画に盛り込んでいる。事業そのものが実施できなくても、社会実験をするなどし「検討する」ことも重要である。検討することを基本計画に入れることもできるので、そのことを計画としてどのように書き込むか、その書きぶりについては、市と協議いただきたい。

4 閉 会

○連絡 事務局

○閉会あいさつ 副会長 安塙信夫氏